

令和5年度からの障害者雇用率の設定等について

- 障害者雇用促進法（43条2項）に基づき、労働者（失業者を含む）に対する対象障害者である労働者（失業者を含む）の割合を基準とし、少なくとも5年毎に、その割合の推移を勘案して設定することとされている。
- 現行の雇用率は、平成30年4月からの雇用率として設定されており、令和5年度からの雇用率を設定する必要。

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）抄

第43条 略

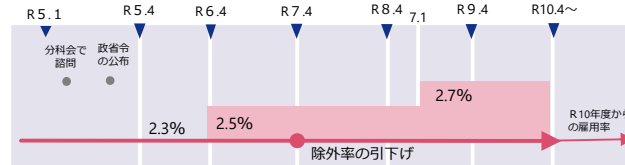
2 前項の障害者雇用率は、労働者（労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、安定した職業に就くことができない状態にある者を含む。第五十四条第三項において同じ。）の総数に対する対象障害者である労働者（労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、安定した職業に就くことができない状態にある対象障害者を含む。第五十四条第三項において同じ。）の総数の割合を基準として設定するものとし、少なくとも五年ごとに、当該割合の推移を勘案して政令で定める。

1. 新たな雇用率の設定について

- 令和5年度からの障害者雇用率：2.7%（現行2.3%）
ただし、計画的な雇い入れができるよう、令和6年4月から2.5%、令和8年7月から2.7%と段階的に引き上げ。
- 国及び地方公共団体等：3.0%（教育委員会は2.9%）。段階的な引上げに係る対応は民間事業主と同様。
※ 現行：2.6%（教育委員会は2.5%）

2. 除外率の引下げ時期について

- 除外率を10ポイント引き下げる時期：令和7年4月



※ 改正障害者雇用促進法により、令和6年度から、職場定着等の取組に対する助成措置が強化されるほか、特に短い時間（週所定労働時間10時間以上20時間未満）で働く労働者の実雇用率における算定が可能となる。

1

除外率設定業種及び除外率（令和7年4月以降）

除外率設定業種	除外率
・非鉄金属第一次製錬・精製業 ・貨物運送取扱業（集配利用運送業を除く。）	5%
・建設業 ・鉄鋼業 ・道路貨物運送業 ・郵便業（信書便事業を含む。）	10%
・港湾運送業 ・警備業	15%
・鉄道業 ・医療業 ・高等教育機関 ・介護老人保健施設 ・介護医療院	20%
・林業（狩猟業を除く。）	25%
・金属鉱業 ・児童福祉事業	30%
・特別支援学校（専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く。）	35%
・石炭・亜炭鉱業	40%
・道路旅客運送業 ・小学校	45%
・幼稚園 ・幼保連携型認定こども園	50%
・船員等による船舶運航等の事業	70%

2

納付金、調整金及び報奨金の額の見直しについて

- 納付金、調整金及び報奨金の額については、雇用率の見直しとあわせて、障害者雇用に必要な費用について、企業の実態を収集・分析し、その結果を踏まえ、必要に応じ見直しを実施。
- 企業の実態については、ハローワークを通じ、企業における、施設・設備に関する費用や適正な雇用管理に必要な措置に必要な費用を把握。

- 調査結果を踏まえ、令和5年度より、調整金の額について、27,000円から29,000円に見直す。
(納付金、報奨金については変更は行わない。)

【計算結果】

	計算結果	設定額
納付金	49,494円	50,000円 → 変更なし
調整金	29,532円	27,000円 → 29,000円に変更
報奨金	21,741円	21,000円 → 変更なし

<額の設定の考え方>

- ・ 納付金の額：基準雇用率に達するまで
 - ・ 調整金の額：基準雇用率を超えて
 - ・ 報奨金の額：調整金の額以下の額で定める。
- 障害者を雇用する場合に、障害者1人につき通常必要とされる1か月当たりの費用の平均額を基準として定める。